

# ○R 8 高校生等奨学給付金（早期給付）の申請について

## 1 対象となる方

- ・生活保護（生業扶助）受給世帯
- ・住民税所得割額が非課税の世帯

※均等割り額のみ課税の方は対象となります。 (参考)

課税標準額	市民税		県民税		年税額
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	
360,000 円	0 円	3,500 円	0 円	2,500 円	6,000 円

## 2 提出書類

### ①茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書（早期給付）

- 表裏両面記入

### ②口座振替依頼書

- 通帳の写しを添付（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）

### ③保護者全員の令和7年度(非)課税証明書 又は 生活保護受給証明書

### ④生徒の住民票の写し(本籍の記載があるもの)コピー不可

## 3 提出期限

令和8年6月10日（水）まで

申請書に記入し、必要書類を添付して事務室までご提出ください。

## 4 注意事項

- ① 必要書類が提出されていない場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。
- ② 申請いただいても、所得によって対象とならない場合がありますので、ご了承ください。
- ③ 今回の「早期給付」は年額の4分の1の金額です。残りの金額（4分の3）の受給を希望される場合は、7月以降の「通常給付」の時期に再度申請が必要となります。

### 【問い合わせ先】

坂東清風高校 事務室 Tel 0297-35-1667（平日 8:30～17:00）